

社会福祉法人みはらし

2023 年度事業計画

社会福祉法人みはらし 基本理念

- ◆基本方針
- ◆職員倫理綱領

社会福祉法人みはらし 2023 年度事業計画

- 2023 年度 基本方針
- 中区障害者地域活動ホーム
 - I 基幹相談支援センター
 - II 日中活動
 - III 生活支援
 - IV その他
- 中区後見的支援室らるご
- 法人運営

社会福祉法人みはらし 基本理念

◆基本理念

「障害のある人もない人も、安心して暮せるまちにしたい」

「障害のある人もない人も、安心して暮せるまちにしたい」の理念に基づき、その人が望む暮らしを実現し、安定した毎日を送れるよう地域の支援拠点としての使命を果たします。

1. 三障害一体サービス提供施設として、障害ごとに分けるのではなくその人に必要な支援を提供します。
2. 人とひととの懸け橋になり、地域の福祉に貢献します。
3. あらゆる法令・社会規範を遵守し、障害のある方が安心して利用できるよう誠実に対応します。

◆基本方針

1. 利用者一人ひとりの尊厳を守り、人権を擁護します。
2. 利用者の意思を尊重し、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供します。
3. 社会の一員として活動し、安心して暮らせるまちの実現に努めます。

◆職員倫理綱領

1 一人ひとりの尊厳を守る

- (1) 呼称は、すべて「〇〇さん」に統一します。
- (2) 利用者一人ひとりの人格を大切にし、その主体性、個性を尊び、個人を尊重します。
- (3) 利用者一人ひとりが安心や自信、誇りを持てるように、常に励ましや賞賛などを配慮した言葉かけや態度を取ります
- (4) 利用者一人ひとりの個性や障害特性、適性、可能性やこれまでの生活歴等の把握に努め、それを踏まえた計画を策定し支援をします。
- (5) 利用者を見下したり、権威的になったり、命令的言動をとることはしません。
- (6) 利用者の自傷・他傷行為や不適切な行動については、個々の特性を考慮して忍耐強く対応し改善を図ります。
- (7) サービスの利用に関しては、十分な説明をし、同意を得ます。
- (8) 個人情報の保護ならびに管理は徹底します。

2 人権の擁護

- (1) いかなる差別や人権侵害も許さず、自己決定やプライバシー保護等の基本的な権利を尊重し、人権を擁護します。
- (2) 体罰や暴力、正座などの身体に苦痛を与える行為、暴言、威圧などの心理的に傷つけ

抑圧する行為、無視等の行為は決して行いません。

- (3) 人権を侵害する行為に対しては毅然とした態度でのぞみます。
- (4) 利用者の自傷、他害、精神不安などの危険行為を回避するために、緊急やむを得ないものとして身体拘束を行う際は、人権及び安全に配慮しながら必要最低限の範囲で対応します。また、その要否の判断は会議を開催し慎重に判断します。

3 利用者の立場に立った質の高いサービス

- (1) 一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重し、自己実現を図ることができるよう支援します。
- (2) 自己選択、自己決定が適切に出来るように、様々な情報を分かりやすく積極的に提供します。
- (3) 利用者からの様々なサインに気付き、受け止め、理解が出来るように努めます。
- (4) 職員の価値観や嗜好に偏ることなく、利用者が自立と実現の力を増すよう支援します。

4 社会の一員としての活動

- (1) 利用者が近隣住民と交流しながら、地域社会で豊かに暮らせるよう支援します。
- (2) 施設と地域との双方交流に努め、利用者が地域社会の一員として生活を営み、多くの活動に参加する機会が与えられるよう地域と連携します。
- (3) 地域の社会資源の利用に関する情報を提供し、利用者一人ひとりに合った社会参加を支援します。

5 地域福祉の推進

- (1) 地域団体や当事者組織、ボランティアグループなどと連携・協力し、地域福祉の向上に努めます。
- (2) ボランティアや実習生の受け入れ及び施設開放等に取り組む、地域との協働を推進します。
- (3) 障害がある人もない人も安心して暮らせる地域社会となるよう住民理解への啓発活動に取り組めます。

6 職員の行動規範

- (1) 支援者としての高い倫理観と責任を持って行動します。
- (2) 研修受講や職員相互の研鑽、自己啓発に積極的に取り組み専門的スキルや資質の向上に努めます。
- (3) 価値観や支援方法等の共有化に努め、チームワークの向上を図ります。
- (4) 具体的行動にあたっては就業規則における服務規律を遵守します。

社会福祉法人みはらし 2023 年度事業計画

○2023 年度 基本方針

本年度は、施設の運営開始より 10 年目の節目を迎え、新たな歩みを進める年となります。これまで積み重ねてきた実績を活かしながら、施設を利用される方や地域からの期待に応える運営を継続するとともに、今後の 10 年間に向けた中長期計画の策定に取り組めます。

また、昨年 12 月に法人の基本理念の実現に向けた、「基本方針」と「職員倫理綱領」を制定しました。これは、施設を利用される一人ひとりの尊厳と人権を守り、利用者の意思を尊重し、利用者主体の質の高いサービスを提供ができるように取り組むための職員の基本姿勢を明文化したものです。職員は常にこれらを自身の行動に照らして、その実践に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ完全な収束には至っておらず、多くの事業について休止や縮小といった影響を受けています。法人理念、基本方針の実現にむけて、「ウィズコロナ」へと移行しつつある暮らしの変化を適切にとらえて必要な対策を講じながら、安全着実かつ柔軟に施設運営を推進していきます。

○中区障害者地域活動ホーム

I 基幹相談支援センター

障害のある方が住みなれた地域でその人らしく安心して暮らしていくために、日常生活や仕事などに関するさまざまな相談に対応します。

相談員が大幅に入れ替わるという危機的状況を新しい形を作るチャンスと捉え、「何を指すか」「重点的に取り取り組むことは何か」「どのようなチームにするか」について全員で意見を出し合い考えました。障害のある方や地域の方に必要とされる機関になり、あらゆる要望に応えられる機関になるための一歩として下記の取り組みを行います。

1. 事業方針

- (1) 基幹相談支援センターに求められることに一人一人がしっかりと答えられるスキルを身に着けるための取り組みを行います。
- (2) 基幹相談支援センター設立から 7 年が経過しますが、当センターの役割を当事者や地域の方々、関係機関に十分に知っていただけていません。また、相談員も地域特性や資源について十分に知ることが出来ていません。必要な方に支援を届けるために、また他機関と連携して支援を行うために、地域とのつながりを作ることに力を注ぎます。
- (3) 「チームを作る」「連携する」ことを職業としていることの自覚を持ち、基幹相談支援センター内のチーム作り、法人内のチーム作り、他機関とのチーム作りに取り組めます。障害のある方一人一人の望む生活のために、ご本人やご家族も含めたチームを作り協働し

ていきます。

2. 重点項目

- (1) 障害のある方やそのご家族から相談を受けた際は、根拠を持ったアセスメント、アプローチを実践します。
- (2) 地域とのつながりを作り、中区の関係機関、地域の方々が一丸となって地域課題に取り組んでいけるようにします。

3. 具体的な取り組み

- (1) 啓発のためのチラシを作成し、他事業所や地域の集まり、当事者団体に向けて説明会を行います。
- (2) 地区担当制とすることで、地域への理解を深めます。
- (3) 実際に他機関に足を運ぶ機会を多く持ち、他機関の雰囲気を知り、つながりを作ります。
- (4) 担当に関わらず、ケースに動きがあって対応した場合は申し送りを作成し、担当以外のケースについても把握し合います。
- (5) 毎朝の打合せで、それぞれの相談員の動きを全員で把握します。
- (6) 組織の中での共有や必要な決裁等のシステムに則り、組織内での相互理解に努めます。
- (7) 虐待ニュースをはじめ、必要なことを積極的に共有し、組織内の意識の向上につながるための働きかけを行います。
- (8) 中区生活支援センターと中区障害者地域活動ホームでみはらしポンテという中区障害者支援拠点であるという利点を活用し、協働して取り組めることを探し実行します。

4. 職員のスキル向上のために

- (1) 毎日の情報共有、月に1回の事例検討会議を活用し、支援の根拠の確認をしながらアセスメント力をはじめとした専門性を高めます。
- (2) 積極的に研修に参加します。参加者は内部で講師となり学んできたことを共有します。それにより参加者は学んできたことがより定着し、参加者以外は参加していない研修についての知識を得ることが出来ます。
- (3) 時間や業務とのバランスを図りながら、他相談員に同行します。自身のケースや関係機関にとどまらない広がりを目指します

5. 主な活動内容

- (1) 総合的・専門的な相談支援
 - ・横浜市地域ケアプラザの地区に応じた担当制とし、地域とのつながりが強い地域ケアプラザからまだサービス等につながっておらず、その必要性がある方を必要な支援につなぎます。
- (2) 地域の相談支援体制強化の取組

- ・指定特定相談支援事業所訪問を計画的に行い、何かあった際に、気軽に連絡を取り合える関係づくりを行います。
- ・自立支援協議会の計画相談部会や事業所訪問等の動きと連動しながら、必要な研修・事例検討を横浜市二次相談支援機関の協力を得ながら実施します。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・中区生活支援センターと協働し、長期入院をしている方や施設に入所している方に、日中活動や住まいの場など地域の社会資源の情報を届け、地域で生活することへのイメージを持ってもらえるよう働きかけます。
- ・地域の関係機関に、長期入院をしている方や施設に入所している方が、自分の選んだ住まいで自分らしい暮らしを実現できる必要性を地域の関係機関に知っていただけるよう働きかけます。

(4) 権利擁護・虐待防止の取組

- ・3ヵ月ごとに区内の成年後見制度の取り組み状況を確認し、区内の成年後見利用の傾向を把握します。
- ・昨年度に三機関定例カンファレンスで計画・実施した「成年後見制度の推進把握のためのアンケート」の結果をもとに、地域の事業所等が参加できる成年後見制度に関する研修を企画・実施します。

(5) 地域の状況に応じた独自の取組

- ・地域中区の特徴や実情について、相談員全員が把握できるよう、過去の資料が活用できる環境を作ります。
- ・横浜市地域ケアプラザや中区社会福祉協議会への訪問や行事への参加を通してつながりを深め、町内会との顔の見える関係を作ります
- ・昨年度取り組んだ見守り委員会のパネルを活用しながら普及啓発を行い、地域の方々の障害理解を深めていきます。

(6) 地域生活支援拠点の整備に向けた取組

- ・中区役所、中区生活支援センターと協働し、緊急時に支援が見込めない世帯の把握を行います。
- ・体験の機会や場の確保のためグループホームの空き情報だけでなく、各グループホームの特性や体制についての情報を集約し、得た情報をどのように共有するかについて地域拠点コア会議などにおいて検討します。
- ・日中の過ごしの際の情報を訪問や電話での聞き取りによって集約します。
- ・横浜市地域ケアプラザをはじめとした関係機関への訪問等を通して基幹の役割を発信し、地域の体制づくりに努めます。

(7) 自立支援協議会の運営

中区役所、中区生活支援センター、中区社会福祉協議会とともに事務局を担い、障害児者に関する中区内の課題の共有や体制整備に取り組む場ために必要な会議を運営します。

II 日中活動

在宅の障害のある方が、地域で自立した日常生活をまたは社会生活を営むことができるよう、創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の支援をします。三障害一体サービス提供施設として、障害ごと年齢ごとに分けるのではなく、その人に必要な支援を提供します。

1. 事業方針

- (1) 障害のある方が地域で充実した社会生活を営むことができるよう、創作的活動ならびに生産的活動の機会を提供します。
- (2) 運動や音楽等、本人が主体的に参加できるプログラムを提供します。
- (3) 環境や食事面等加齢による配慮が必要な方が安心して通所できる環境を整え、有意義な時間を過ごすことができるよう配慮した支援を行います。
- (4) 医療的ケアが必要な方の日常の生活を大切に、地域で暮らしていることを実感できるプログラムを提供します。
- (5) 安全に健康的な日常生活が送れるようバランスのとれた食事を提供します。

2. 重点項目

- (1) 個別支援計画に基づき、一人ひとりの特性に合わせた支援とプログラムを提供します。
- (2) 利用者の興味を引き出し、主体的に取り組むことのできる内容を組み立てます。

3. 具体的な取り組み

- (1) 活動部屋ごと年間スケジュールを立て、目的に沿った活動を提供します。
- (2) 日替わりプログラムの中でも選択肢を作り、選択肢の中から利用者自身が自由に選択できる機会を提供します。
- (3) スケジュールや季節ごと取り組む内容等は利用者との話し合いで決定し、利用者の希望を反映することで利用者が主体的に取り組むことのできる内容を組み立てます。
- (4) 利用者の体調や精神的な不安定から、通所ができない方への積極的な働きかけをし、通所できるよう支援します。
- (5) 現在の通所先では支援の継続が難しくなっている方や、併行利用から一か所での支援を望んでいる方の受け入れを検討します。
- (6) 新卒者の受け入れをするために、各特別支援学校等へ働きかけ、実習や見学等の受け入れを積極的に行い一日当たりの利用者が28名となることを目指します。

4. 職員のスキル向上のために

- (1) 研修等に参加する機会を作り、障害福祉についての理解を更に深め、判断材料となる幅広い知識を多く持つことに力を入れます。

- (2) 常勤職員と非常勤職員による個別支援会議等を随時開催し、利用者の基礎情報の共有と支援方針、確認方法の確認等を行います。

5. 主な活動内容

(1) 運動プログラム

講師を招いたダンスやヨガプログラムの提供、車いす利用者に合わせたスヌーズレン、ストレッチ、アロママッサージ等の提供

(2) 音楽プログラム

打楽器やハンドベルの合奏・合唱・鑑賞等

(3) 創作・自立課題等

季節に合わせた創作物の制作・手芸・個別の自立課題等

(4) レクリエーション

季節ごとのイベントやテーマに沿ったレクリエーションの提供

(5) 郊外プログラム

プランターの定期的な水やり、グループごとの外出プログラム等

Ⅲ 生活支援

◇一時ケア・ショートステイ

障害のある方の家族等が本人の介助を行えない場合や休養が必要な場合、事前登録後に宿泊を含めた一時的な過ごし支援を行います。利用目的は入院・出産・冠婚葬祭などの緊急時の利用のみではなく、体験的な利用や生活のリズム作り、息抜き等も対象です。

1. 重点項目

- (1) 多様な目的で利用できる場を提供します。
- (2) 受け止め、つなぎ、途切れない支援をします。
- (3) 日常生活に寄り添い、安心して過ごせる場を提供します。

2. 具体的な取り組み

- (1) 不登校や引きこもり児童の受け入れ、利用者と家族の高齢化に対する家族支援と介護負担の軽減を目指し、地域のサービスへの繋がりある移行に取り組みます。
- (2) 成長に伴う障害特性の変化を把握し、速やかに利用情報の更新をします。
- (3) 月次定例会を開催し、基幹相談や計画相談等の関係機関との強化に努めます。
- (4) 隣接する活動ホームと情報共有を実施し、連携の強化を目指します。
- (5) 一時ケア利用延数 600 件、ショートステイ 350 泊
 - ・ 未利用者への利用促進を行います。
 - ・ レスパイトや体験を目的とした利用の受け入れを行います。

3. 職員のスキルアップ

- (1)利用者の高齢化、8050 問題や児童の引きこもり・不登校などの研修・講座への参加をします。
- (2)個別利用者の検討や障害特性に関する内部勉強会の開催をします。

◇余暇支援

障害のある方が充実した余暇が過ごせるように、さまざまなプログラムを提供します。

1. 重点項目

生活の中での余暇の重要性を鑑み、誰もが使いやすい余暇活動を展開します。

2. 具体的な取り組み

- (1)ボランティアの事業参画を積極的に促進します。
- (2)内外の広報やホームページ・Facebook を活用し、周知を行います。
- (3)外出を伴う活動や、映画鑑賞、児童向けの室内遊び等の活動実施を目指します。

◇おもちゃ文庫

子どもたちが遊びを通じて、いろいろな発見をしたり、家族と交流する場を提供します。

1. 重点項目

- (1)いつでも自由に親子が地域で安心して遊べる環境を作ります。ウィズコロナへの移行に応じて月～金曜日開館を再開します。
- (2)遊べる場としての再周知を行います。

2. 具体的な取り組み

- (1)子育て支援情報やサービス情報を提供します。
- (2)イベントを開催します。(プール、からだ遊び、ひな祭り創作、クリスマス会など)
- (3)開館日やイベント情報をホームページや Facebook を活用して開館率向上を目指します。

IV その他

1. 運営委員会の開催

施設の事業および利用者に関すること、ならびに地域の障害のある方の生活支援や地域連携について検討協議をするために運営委員会を開催します。

2. 福祉避難所

区との協定にもとづき、災害時に地域防災拠点等での避難生活が困難な要援護者のため

に福祉避難所の運営を行います。

受入人数 8人 受入場所 地域交流室

3. 地域交流

(1) ボランティアの受け入れを進めます。

幅広いボランティアの受け入れを行います。ボランティアを受け入れることで、利用者の施設でのより豊かなすごしを提供するとともに、施設の閉鎖性を打開し、運営の透明性を高めることにつなげます。

(2) 近隣自治会や企業でのお祭り等、地域交流を進める取組に積極的に参加し、災害等の際に円滑な協力が可能となるよう関係づくりを進めます。

○中区後見的支援室らるご

住みなれた地域で、安心して暮らすことを願う障害のある人とその家族の思いを支援するために、後見的支援に取り組めます。事前に登録された方を対象に、障害のある方への支援者や近隣住民の方などが、日々の生活の中での見守りを行います。また、障害のある方とその家族の、将来の希望や漠然とした不安などに寄り添いながら相談等の支援を行います。

1. 事業方針

(1) 地域づくり、地域キーパーの開拓に取り組みます。

(2) 相談者、登録者の障害特性を理解した上で、支援を行います。

2. 重点項目

(1) 障害のある方、関係機関、地域に向けて制度説明を行い、登録者を増やします。

(2) 地域キーパーを対象としたサロンを開催し、活動の定借を目指します。

3. 具体的な取り組み

(1) 前年度に一部の町内会や民生委員と顔の見える関係を作ることが出来たので、顔の見える関係づくりを広げていきます。

4. 職員のスキル向上のために

(1) 自主研鑽、外部講師による研修等を通して、障害の種別を問わず特性の理解を深めます。

(2) 実際に成年後見制度を利用している登録者のケース検討会等を利用し、成年後見制度への理解を深めます。

5. 主な活動内容

(1) 「見守り応援隊」の説明を地域に向けて行い、登録者を増やします。

(2)事例紹介を含めた事業説明を行い、より深く本事業を知っていただきます。

○法人運営

1. 事業方針

- (1)各種法令等を遵守し、透明性のある事業運営と安定した経営を行います。
- (2)地域に開かれた運営を展開し、障害福祉にかかる啓発に取り組めます。
- (3)緊迫の課題である職員の確保・定着はもとより、全ての職員が自らの成長を実感し意欲的に働くことが出来るよう、職員一人ひとりを大切にする職場環境づくりを推進します。
- (4)全ての職員が「みはらし」の一員であることを自覚し施設・法人に求められる利用者、地域、関係機関の信頼や期待に応えられるよう個人の資質とチーム力を高める機会の充実に努めます。
- (5)各部署で重点的に取り組む事業について、その推進を適切に支援します。

2. 重点項目

- (1)みはらしポンテ祭り-みはらしポンテ 10 周年祭り-の開催
2023年3月にみはらしポンテは開所10周年を迎えます。この10年を振り返り、利用者・地域関係機関への感謝をお伝えするお祭りを開催します。
日時 2023年4月30日(土)11:00~15:00
会場 みはらしポンテ全館
- (2)これからの10年間に向けた中長期計画の策定
施設の運営開始より10年の節目を迎え、新たな歩みを進める年となります。これまで積み重ねてきた実績を活かしながら、施設を利用される方や地域からの期待に応える運営を継続するとともに、これからの10年間に向けた中長期計画の策定に取り組めます。

3. 具体的な取り組み

- (1)情報発信
ホームページの更新を頻繁に行い、事業内容や活動の様子を発信します。
- (2)人材育成
職員のスキルを高めるため、配属部署、勤務年数等に応じて必要な研修を実施します。
 - ①職務を通じた育成
上位職員による日常機会、計画的指導および目標設定シートによる目標管理の面談等による上司からの指導育成を行います。
 - ②実務を離れて行う育成
 - ・実務研修 実務に応じて担当業務別、課題別の研修を行います。
 - ・基幹研修 法人理念、事業計画に向けた全体研修および採用時等の研修を行います。

- ・派遣研修 階層、業務別に必要な外部研修への派遣を行います。

③自己啓発への支援

- ・学会・研究大会等での発表や外部講師としての活動を支援します。
- ・資格取得制度による費用助成を行います。

4. 職員育成計画について

職階や経験等に応じた階層別に求められる職員像を定めるとともに、その育成に向けた研修体系を整備します。

5. 虐待防止および身体拘束適正化への取組

- ・虐待防止委員会および身体拘束適正化委員会の開催
- ・虐待防止および身体拘束適正化に向けた研修の開催
- ・支援課職員対象に「気づきシート」によりアンケートを実施し、その結果をもとに業務改善およびサービスの質の向上に取組みます

6. コンプライアンス行動指針について

障害福祉の推進を図り法人・施設の社会的信頼に応えるため、コンプライアンス行動指針を策定し、その推進に取組みます。職員は高い倫理観をもって法令や内部規定等を遵守するとともに、日常の業務点検を通じて、業務の適正化や事件・事故の未然防止に努めます。

7. B C P（業務継続計画）の策定について

地震や風水害などの自然災害時、新型コロナウイルスなど感染症のまん延下にあっても、利用者への障害福祉サービス事業を継続して提供していく必要があります。そのために、業務の継続に必要な計画（B C P）の策定を行います。また、その計画内容について職員に周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

8. 設備修繕

経年劣化により損耗した2階「てんぼ」の床タイルカーペットを衛生面も配慮したビニル床に張替工事を行います。修繕の財源は「みはらし後援会」からの寄付を充当させていただきます。